

老齢厚生年金受給開始年齢引き上げに伴う特例退職被保険者制度の加入について

平成25年4月より下記のとおり老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が段階的に引き上げられ、それに伴い、特例退職被保険者制度への加入年齢も61歳以降に順次引き上げられています。

そのため、特例退職被保険者制度の加入年齢までは、任継継続被保険者制度や国民健康保険などにご加入いただくことになります。

※ただし、老齢厚生年金を60歳に繰り上げて受給した場合（年金受給額は減額されます。）は60歳から加入することが可能です。

老齢厚生年金（報酬比例部分）受給開始年齢

生年月日（昭和）		報酬比例部分の 支給開始年齢	定額部分の 支給開始年齢
男性	女性		
28年4月2日～30年4月1日	33年4月2日～35年4月1日	61歳	65歳から老齢基礎 年金が支給されます
30年4月2日～32年4月1日	35年4月2日～37年4月1日	62歳	
32年4月2日～34年4月1日	37年4月2日～39年4月1日	63歳	
34年4月2日～36年4月1日	39年4月2日～41年4月1日	64歳	
36年4月2日以降	41年4月2日以降	65歳	